

奈良市議会Wi-Fi環境等整備に係る賃貸借(仕様書等に関する質問及びそれに対する回答)

項番	質問項目			質問事項	回答
	文書名	ページ	項番 記載内容		
1	入札公告文	2	7 入札保証金に関する事項	<p>入札保証金は奈良市契約規則第4条2項には以下の通り記載がございます。 「過去2年間に本市又は他の官公庁(公社、公団を含む。以下同じ。)の種類及び規模をほぼ同じにする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものと又はこれに準ずる実績を有するものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。」</p> <p>こちらは、契約開始タイミング・経過期間を問わず過去2年間に以内に賃貸借開始となったネットワーク機器の案件であれば問題ないという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、入札保証金の免除は入札参加資格申請時に必要な「業務実績調書」の提出で足り、入札保証金免除申請書など他の書類は必要ないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>前段については、過去2年間に、本市または他の官公庁(公社・公団を含む。)とネットワーク導入に関する契約を締結し、かつ履行状況が確認できることを要件とします。 後段については、お見込みの通りです。</p>
2	賃貸借契約書(案)	2	第14条 保険	<p>賃貸借契約書には受注者は動産総合保険を付するものとする、と記載がございます。 こちらの動産総合保険は期間の経過とともに保険額が低減する一般的なもの(地震・津波・噴火は対象外とする)でよろしいでしょうか。 なお、動産総合保険の対象はハードウェアとなりソフトウェアは対象となりませんのでお含みおきください。</p>	お見込みの通りです。
3	賃貸借契約書(案)	5、6	第26条・27条 機器の引き取り 契約満了終了時の機器の取扱い	<p>受注者はこの契約の終了に伴い機器を速やかに引き取るものとしデータ消去を行うものとする、と記載がございます。機器の引き取りやデータ消去は以下の通りでよろしいでしょうか。</p> <p>1:奈良市役所内1か所に集められた機器を引き取るものとする。 2:データ消去は受注者のヤードでソフトウェア消去を行うものとし奈良市職員の立ち合いを必須としない。 3:データ消去証明書の発行は特段不要なものとする。</p>	お見込みの通りです。
4	入札仕様書	4	8 支払条件	<p>本業務には機器の賃貸借料・保守料・通信料を含むものと認識しています。 通信料については、電気通信事業法の都合上提供をできかねるものとなります。 そのため、あくまで料金を通信回線提供事業者が提供する回線をリース会社は代理で回収を行うというスタンスでよろしいでしょうか。 なお、上記スタンスであっても特段奈良市様への提供に影響を与えるものではございません。</p>	お見込みの通りです。
5	入札仕様書	3	5 作業要件	<p>物件の導入作業に電気工事などの資格が必要な業務が含まれる場合、受注者が資格を保有していない場合でも委託を行う構築事業者が有資格者であれば特段問題ないという認識でよろしいでしょうか。</p>	お見込みの通りです。
6	入札仕様書	1	4 設計方針	<p>本調達で納入する機器が固定資産税納付が必要となる機器の場合受注者が負担するという認識でよろしいでしょうか。</p>	お見込みの通りです。